

令和2年度沖縄県内部統制評価報告書

令和3年7月
沖 縄 県

令和2年度沖縄県内部統制評価報告書

沖縄県知事 玉城康裕は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下、「ガイドライン」という。）を踏まえ、令和2年2月に「沖縄県内部統制に関する方針」を策定し、

- (1) 財務に関する事務
- (2) 情報管理に関する事務
- (3) 業務・サービス管理に関する事務
- (4) 施設管理に関する事務

の4つの事務を対象に内部統制体制の整備及び運用を行っております。

2 評価手続

令和2年度を評価対象期間とし、令和3年3月31日を評価基準日として、4つの対象事務に係る内部統制の評価を実施しました。評価は、ガイドラインに基づき、内部統制の整備状況及び運用状況について、業務レベルの内部統制評価及び全庁的な内部統制評価を行いました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、評価を実施した結果、(1)財務に関する事務及び(4)施設管理に関する事務に係る内部統制は、概ね有効に整備・運用されていると判断しました。

一方、(2)情報管理に関する事務及び(3)業務・サービス管理に関する事務に運用上の重大な不備を把握し、評価対象期間中における当該事務の一部に係る内部統制は有効に運用されていなかったと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

運用上の重大な不備のうち、情報管理に関する事務について2件、業務・サービス管理に関する事務について1件の重大な不備が発生しました。

1件目は、ネットワークシステムのダウンにより、県ホームページの閲覧、庁内の各システム及びIP電話が使用できなくなりました。再発防止に向けては、不適切な接続があっても影響を及ぼさないようシステムの設定を変更するなどの対策を行いました。

2件目は、個人情報を含む公文書を外部に持ち出し紛失したものであり、当該不備を把握後、速やかに関係者への説明及び謝罪を行い、個人情報を含む公文書の管理体制を見直すなど再発防止に取り組みました。

3件目は、職員による受給者証の不正発行が発生したものであり、当該不備を把握後、再発防止に向けては、職員との定期的な個別面談を実施するとともに所属の職員に対し法令遵守の周知徹底に努めました。

これらの重大な不備の発生は、県行政に対する県民の信用の低下を招いたものと考えており、令和3年度においては、こうした不備の再発を防ぐため、内部統制で発現した不備の事案について周知を行うとともに、法令遵守及びマニュアルやチェック体制の整備を図るなど適正な事務の確保に努めてまいります。

令和3年7月30日

沖縄県知事 玉城 康裕